

鳥取県告示第 403 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年6月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成19年4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 権利・義務を証する書面の作成により予防法務を推進するネットワーク
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
倉敷 昭久
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市加茂町二丁目112
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、広く地域の住民に対して、暮らしの無料相談会やセミナーを実施し、もって地域住民の権利を擁護し、地域社会に寄与することを目的とする。